

人材紹介における返戻金制度について

採用者が効力発生日から以下に定める期間内に退職した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・入社日までに辞退した場合、紹介手数料の100%
- ・入社日より1ヵ月以内に退職した場合、紹介料の50%
- ・入社日より3ヵ月以内に退職した場合、紹介料の30%

令和4年4月1日

株式会社HRD labo OKINAWA

住 所： 沖縄県那覇市安里1-1-53

代表者： 長濱 克実

担当者： 比嘉 貴次

以上